

## 2022年11月28日 医道審議会保健師助産師看護師分科会

医政局看護課

### ■日時

令和4年11月28日（月） 14:00～15:40

### ■場所

オンライン開催

### ■議題

1. 保健師、助産師及び看護師国家試験における不正行為に関する保健師助産師看護師法施行規則の一部改正について（報告）

2. 看護師養成所2年課程（通信制）の入学要件見直しについて

### ■議事

○初村看護課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「医道審議会保健師助産師看護師分科会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用の中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

また、本日、弘川委員、山内委員は、御欠席との御連絡をいただいております。医道審議会令においては、定足数を過半数と規定しておりますので、委員12名中14名の御出席をいただいておりますので、本分科会の開催には差し支えないことを御報告させていただきます。

早速ではございますが、これより議事に入りますので、報道の方は御退室をお願いいたします。

（非公開審議）

○初村看護課長補佐 それでは、次の議題をお願いいたします。

○萱間分科会長 2つ目の議事に入らせていただきます。「看護師養成2年課程（通信制）の入学要件見直しについて」です。事務局より御説明をお願いします。

○初村看護課長補佐 それでは、資料の御説明をさせていただきます。資料2を御覧いただければと思います。

まず、今回の見直しに至った経緯について御説明させていただきたいと思います。4枚目のスライドを御覧いただければと思います。こちらは、看護教育制度の概念図になっております。看護師になる課程は、4年制大学、3年課程の養成所・短大、高校・高校専攻科5年一貫教育など、教育課程が様々ございまして、その中に准看護師が看護師になる課程として2年課程というのがございます。資料でいきますと、右手のほうにございます。今回、この2年課程、通学で通う定時制・全日制と、通信制という通学形態の異なるものがございます、本日は赤丸で囲っております2年通信制の入学要件に係るところで御意見を伺いたいと思っております。

今回、御意見をいただくに至った経緯でございます。次、5ページ目を御覧ください。もともとこの2年課程（通信制）の入学要件としまして、入学する場合には、准看護師としての就業経験年数が10年以上という要件がございました。平成27年の国家戦略特別区域諮問会議におきまして、この入学要件である10年以上というものについて、5年または3年以上と緩和してはどうかという提案をいただいております。

この御提案を受けまして、その当時の保健師助産師看護師分科会にお諮りさせていただきましたところ、10年から5年というふうに短くするのは大きな変化であるので、劇的にいろいろなことが変わるといのは、もう少し慎重になったほうがいいのではないかといた御意見をいただきまして、激変緩和措置として就業経験年数を10年以上から7年以上に短縮するという見直しをこのときに行っております。

次のページ、おめくりいただきまして、この就業経験年数は、省令であります保健師助産師看護師学校養成所指定規則というもののの中で定められておりますので、10年以上から7年以上に緩和するというので、この指定規則の改正を行っております。この改正に当たりまして、附則として、将来の検討事項として5年以上にすることも含めて検討し、この省令の施行後3年を目途に必要な見直しを行うものとするということで、その当時、省令に定められております。ちょうど今がこの3年を目途というところに当たっております、この指定規則の規定に従って、先生方にまずは御意見をお伺いしたいというのが本日の分科会の趣旨でございます。

その当時の主な御意見について、まとめさせていただきます。

1つ目が就業経験年数の短縮についてです。これは、先ほど申し上げましたとおり、5年でもよいのではないかと御意見をいただいた一方で、大きく制度を変えると、通学制の2年課程にも影響が出る可能性もあるので、まずは7年、8年から始めてみて、受験者の状況など、いろいろな状況を見ながら検討していくべきと御意見をいただきましたので、こういった御意見を踏まえ、現段階においては7年となっているところです。

次、2つ目、入学要件の見直しに伴う対応・教育の充実についてということで、最初の入学要件を緩和するのであるならば、教育内容を充実させる必要があるのではないかとか、相応の教員を増員することによって、教育体制の充実を図るべきではないかといった御意見をいただいております。

こういった御意見を踏まえまして、次のページ、就業経験年数を短くすることに加えまして、まずは、面接授業日数の追加というところで、24日間から34日間ということで10日間増やしております。

また、専任教員の定数につきましては、7人以上であったものを3人増やしまして10人以上とさせていただいております。

それから、こちらは省令ではなくて通知になるのですけれども、ガイドラインにおきまして、入ってくる業務従事期間を確認するときには、学生の学習準備状況を十分に把握するために、准看護師としての就業形態や就業場所、就業日数や時間についても総合的に確認することを明示的にお示しさせていただいたところです。

次に、この2年制の制度の概要について御説明させていただきます。

まず、看護師2年課程（通信制）が創設されるまでの経緯について、少しお話しをさせていただきます。准看護師を看護師へ移行していくという議論の中で、この2年制の話は昭和62年から始められております。そういった議論の中で、通信制を導入してはどうかというのは、平成6年に話が検討会の中で一度まとまりまして、その導入をするところだったのですけれども、実際は養成所からの申請がなくて、結局は導入には至っておりません。

その後も、准看護師から看護師になっていくという移行支援という議論が重ねられていきまして、平成11年4月に准看護師の移行教育に関する検討会報告書というのが取りまとめられております。この報告書の中では、就業経験が長い、10年以上の准看護師を対象に、教育時間もぎゅっと絞り込みまして、その当時、通信制の授業は62単位、2100時間という学習内容になっておりましたが、それを半分ぐらいの31単位930時間で学習する。これ自体も5年間という期間を区切って、こういった教育をしてはどうかという内容が、この報告書の中でまとめられました。

このとき、国は、移行教育の開始時期については、関係者と十分な協議を行うこととされていたのですけれども、関係者の中での合意に至れず、このときは実施されなかったということになっております。

その後も議論され、働きながら准看護師の方が看護師の資格を得るといった教育の機会の拡大を図ったほうがいだろうという議論が重ねられまして、平成16年4月に今の看護師養成2年課程（通信制）というのが開始されております。

それ以降、先ほど申し上げたとおり、平成27年12月に特区の提案を受けて、入学要件が7年以上と設定されて、現在に至っているところです。

看護師養成2年課程の通学と通信制の教育の中身につきましてです。基本的には、単位数とか教育される内容というのは、通学制であっても通信制であっても全く同じです。違うのは、教育の方法が違っております。当然、通学制は、全日制にしても、定時制にしても学校に通って学ぶわけなので、講義については対面授業による講義・演習や、あとは病院とか介護保険施設といった看護実践の場に行って実習しているという内容になっております。

一方、通信制につきましては、講義のほうは印刷教材を用いた授業ですとか放送による授業で講義がなされておりまして、臨地実習につきましては、16日間の病院見学実習と紙上事例演習ということで、ペーパーペーシエント、架空の患者さんを用いた中での看護展開を行うといったものを独自でやりながら、その内容について面接授業の中で先生から指導を受けてやっていくというような実習の内容になっております。

12枚目は、今お話ししたようなものを細かく記載させていただいております。割愛させていただきます。

次、通信制の現状についてというところです。

まず、看護師等学校養成所施設数の推移になっております。ブルーの丸ポチで右肩上がりになっているのが看護師（3年課程）です。こちらは、大学・短大も含んでおりますけれども、3年課程の養成というのは右肩上がり伸びてきて、ここ数年、少し横ばいになっておりますけれども、増えてきているという状況です。一方、紫色の丸ポチが准看護師の養成課程になっておりまして、年々減少傾向にあります。

そういった中で、2年課程は准看護師が通う課程ですので、この准看護師の養成にリンクする形で2年課程の養成所も減ってきているというのが現状になっております。

それでは、通学形態別ではどうなのかというのを見たのが次の資料になっておりまして、こちらも全日制、定時制、通信制のいずれの課程においても減少傾向にあるところです。

次に、1学年定員の推移はどうなっているのかというのを見たものになっております。折れ線グラフ、小豆色が看護師学校養成所の1学年定員数になっておりまして、こちらも養成所数と合わせるような形で、右肩上がり増加してきている状況になります。一方で、グリーン色の折れ線グラフになっているのが准看護師養成所の1学年定員数で、こちらは減少傾向にある。

そういった中で、各養成課程ごとの棒グラフは1学年定員数を表しておりますけれども、オレンジ色が2年課程養成所になっています。これは全体になりますけれども、2年課程養成所の1学年定員数も年々減ってきているという状況でございます。

これは、定員数ですが、実際、どのぐらいの人が入学しているのかというところが大事かと思いますが、そちらの資料が次からになっております。

まず、こちらは全日制ですけれども、1学年定員数と入学者数及び定員充足率を示したものです。薄い色が1学年の定員数、濃い色が入学者数、折れ線グラフになっているのが充足率になっておりまして、定員数も徐々に減少してきておりますが、入学者数も徐々に減少してきているところです。令和3年にちょっとだけ充足率が伸びてきておりますけれども、1学年定員数が減少している中で入学者の数がそんなに減らなかったのも、充足の割合としては増えているというふうに見えているということです。

次の赤い色が定時制になっております。こちらも全日制と同じような動向を示していると言えるかと思えます。

次のページ、グリーン色が通信制になっております。通信制につきましても、ちょうど

改正した平成30年から、就業経験年数の緩和が施行された年ですが、この年はぐっと9割に充足率が上がってきておりますけれども、以降は同様の充足率となってきたことが見てとれると思います。充足率自体は、全日制・定時制は8割程度ございますけれども、通信制においては8割を切るような形になっているという状況です。

次の20枚目は、2年課程だけの通学形態別に入学者の割合の状況はどうなっているのかという推移を見ております。先ほど申し上げた平成30年の緩和のところで、通信制に入学される方の割合は一旦増えておりますけれども、それ以降、どんどん増えるのかというと、そういうことはなくて、大体同じぐらいの割合でずっと推移してきているというところ です。

次に参りまして、入学している入学者の年齢がどのぐらいになっているのかというのを お示ししております。全日制の場合は、20代未満から20歳前半の方が多くて、24歳以下の ところで半分ぐらいを占めている。定時制になりますと、20代の方が多くて、20～29歳 の方のグリーンのところでも半分以上を占めているという状況です。一方、通信制になります と、オレンジ色が圧倒的に多くて、66%、6割以上が40歳以上の方が入学されているとい う状況になっています。

これは令和3年の状況を見たものなのですが、この年次推移をそれぞれの通学形 態別で示しているのが22ページ目からになります。22ページ目は全日制になりますけれど も、20代前半、もしくは20代以下の方が多いという傾向はずっと変わらないような状況に ございますし、次は定時制になりますが、定時制も20代の方が多いという状況は、ずっと 例年変わっていない。

さらに、次が通信制になっておりますが、こちらはオレンジが多くて、40歳代の人の入 学が多いといった年齢別の傾向を見ると、推移的には余り変わりがないような状況になっ ているところです。

次に、国家試験の合格率の推移を見たものが次の資料に載っております。2年課程（全 体）で見ますと、ブルーのダイヤの形をしたものは合格率90%ぐらいで推移しています。 その中でも、通信制の合格率を見たのが水色の線になっておりますけれども、これは90% を切るぐらい、80%台の合格率でずっと推移してきているところです。平成30年から入学 要件が緩和されておりますけれども、それ以降に合格率が下がったという傾向があるかとい うと、そういった傾向は見られていない。合格率も変わらず同じ割合で推移してきてい るという状況でございます。

次に、26枚目に参りまして、看護職員の就業場所、どこで働いているかという推移を見 たものです。平成21年と令和元年を比較しました。赤い四角で囲ってあるところが准看護 師です。平成21年当時は、病院、診療所で働く准看護師さんがほとんど、8割近くはそこ で働いていらっしやう。ところが、令和元年になりまして、医療機関で働く方、病院・ 診療所で働く方は多いのですけれども、10年前に比べると介護施設で働く方が増えてきて いるという状況にあるかと思っております。

以上、2年課程（通信制）の現状ということでお話しさせていただきました。

次に、研究・調査結果の概要です。

28枚目に行きまして、まず最初に「看護師養成所2年課程（通信制）の入学要件等の見直しによる影響の評価」という研究でございます。この研究は、改正によって見直された准看護師の業務経験の変化が、入学者及び教育体制等に与えた影響を評価するということを目的に実施されております。実は、平成27年、入学要件を緩和するという提案がなされたときに、通信制の学生の状況を把握するため、同様の調査が実施されておりました。今回、ここでも全く同じ調査をしていて、平成27年のときと令和2年のときを比較したものが、この調査の結果となっております。

研究の方法ですけれども、学生と教員、それぞれにまずウェブで調査しておりました。学生の準備や学習状況、必要な業務経験年数への認識などを聞いております。さらには、質的に、各通信制の養成所の専任教員の方、各2名ずつに、就業経験年数がレディネスに与える影響というのはどういったものがあるかというのを、インタビューで聞いています。

次からは結果になります。

まず、学生ですけれども、令和2年と平成27年度の調査では、一番多い年齢区分は40代で変わらない。これは、先ほどの調査にもあったとおりに思います。また、准看護師として働いている人の割合というのも95%ぐらいいっちゃって、通信制に通っていらっしゃる方の多くは准看護師として就業されているところです。その就業されている施設ですけれども、令和2年、平成27年のときも、6割以上の方は病院で就業されているところです。

次のページに参りまして、最も長く就業した経験のある施設はどこなのかということを知っています。それにつきましては、病院が最も多く就業している場所として挙げられております。また、この病院で働いている方の就業形態ですけれども、平成27年、令和2年、いずれの場合であっても、常勤で働いている方が大多数を占めていたところです。

次からは、学生に実技技能として、例えばベッドメイキングとか経管栄養法とかを1人でできるかどうかを聞いているものです。それをそれぞれの回答、平成27年と令和2年で一つ一つの項目を比較しております。多くの場合、「一人で実施できる」と回答で、平成27年と令和2年では大きな差が見られなかったというのが全体としてのまとめになります。

次、少し飛ばしまして34枚目になります。こちらは、学生に入学要件で必要だと思う就業経験年数はどのくらいですかということを知っています。令和2年度の調査では、5年と回答した方が32.8%、7年と回答した方が33.7%で、ほぼ同率であったということです。

次は、教員の調査ということで、先生が回答された内容になっております。35枚目は、先生の教員経験年数といった背景になっておりますので、またお時間があるときに御覧いただければと思います。

36枚目、就業経験年数に伴う変化というところで、まずは学生の准看護師経験年数に変化がありましたかというところでは、5割ぐらいの先生が、経験年数が短い学生が増えたという回答をしております。また、学生の出願者数の変化は、短縮したことに伴って何かあったかという、以前とさほど変わらない。もしくは、一時的には増加したけれども、その後は以前と変わらなくなったと回答された方が約85%いらっしゃったということです。

入学時に学生にどういった力が身についているかを聞いておりますが、それは令和2年と平成27年で比較したときには、統計学的に有意な差は見られなかったということになっております。

39枚目にいきまして、教員の皆さんに入学要件で適切だと思う就業経験年数は何年でしょうと聞いておりまして、これも学生と同じように、5年と回答された方は38%、7年と回答された方が35.2%ということで、おおむね同じような割合で回答されているところです。

回答された自由記載の抜粋が次の右手にあるものになっておりまして、5年と回答された方の中では、5年の経験をするなら、例えば同じ病院勤務であることですか、同じ施設でちゃんと継続して働いているといった条件が必要なのではないかと。そういった条件があれば、5年にしてもいいのではないかとという御意見ですとか。7年がよいと回答した方については、学生の就業経験年数の幅が広がることで多様な学生が入ってくるので、学習支援が困難になる。あと、10年と回答した方につきましては、学校の2年は短いので、入ってくる前の就業経験年数は7年よりももっと必要だという趣旨で回答されていたかなと思います。

このページは、もし入学要件をさらに短くする場合には、どういった対応が必要だと思いますかということをお聞きしております。令和2年と平成27年度で有意に差があった項目としては、「教員を増員すること」「見学ではない実習を行うこと」「実習指導者の教育力向上を図ること」の3項目で、こちらの3項目については、平成27年のときのほうがこういった対策が必要だと答えられているところです。

41枚目はもう一つの調査になりまして、これは令和3年度に日本看護学校協議会で看護師2年課程（通信制）における学生の調査を行っております。2年課程（通信制）に通う学生の背景がどんなものであるかというのを調査したのになっておりまして、通信制の学校13校から回答いただいているものです。

その中でも、在学生の背景として、入学前の准看護師としての実務経験年数を聞いております。大きいブルーのところは7年以上8年未満、その次の赤が8年以上9年未満、その次の薄いグリーンのところは9年以上10年未満となっております。10年未満の実務経験で入っていらっしゃる方は4割ぐらい。あとは、10年以上の経験年数を持って入られる方が6割近くいらっしゃるというものが今までの状況になっているところです。

次のページに行きまして、最も長い期間就労した施設はどこですかという問いについては、6割以上が病院で、2割は診療所ですので、8割の方は医療機関で就労されている。

また、入学後の就労状況としては、ここでも9割以上の方が准看護師として働きながら2年課程（通信制）に通っていらっしゃるという状況であったということです。

これらを踏まえまして、本日の論点といたしましては、看護師養成2年課程（通信制）の入学要件としての就業経験年数をどのように考えるか。

就業経験年数を7年以上から5年以上に短縮することの是非。

仮に短縮する場合、どのような対応が必要になるかとなっております。

資料の説明は以上です。

○萱間分科会長 ありがとうございます。

では、ただいまの説明について、御質問ございますでしょうか。説明についてはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、資料2の一番後ろのページ、44枚目が論点となっております、この論点に従って御意見を伺ってまいりたいと思います。

まず、論点の1点目、看護師養成2年課程（通信制）の入学要件としての就業経験年数をどのように考えるか。就業経験年数を7年以上から5年以上に短縮することの是非について御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

釜菴委員、お願いいたします。

○釜菴委員 医師会が運営します2年課程の学校、特に定時制の学校がありまして、これも准看護師の養成所が減ってくると同時に徐々に少なくなっているのですが、まだ2年課程の養成を続けているところがあります。その辺りから意見を求めて、今日、出てまいりましたがけれども、大きく整理しますと、2年課程（通信制）の入学の要件である就業年数の件について、今、10年を7年にしてきたわけですがけれども、これをさらに短くする場合に、懸念点としては、大きく2つに整理されまして、1つは、5年にさらに短縮した場合の教育の質の担保が十分できるかどうかということ。それから、2つ目は、通信制ではない、通学している2年課程の学生への影響という、この2つが大きく考えられます。

1つ、教育の質については、今回の厚労科研の調査、今、お示しいただきましたけれども、学生の能力を単純に就労年限の10年と7年という経験年数で比較するというのはなかなか難しく、これは5年とした場合にどうなるかというのを現時点で判断できるデータはないと思います。したがって、それについてはさらに調査するというのも1つの選択肢にはなるとは思いますが、これもしっかりした参考にすることができる調査結果が出てくるかどうかというところは、ちょっと分かりませんが、そういうことがあると思います。

それから、実際に学んでいる学生の調査あるいは教員の調査というのが34ページ、39ページに出ていますけれども、業務経験5年と7年ではほぼ同一だけれども、一方で10年という回答もありまして、合計しますと6割の人が7年以上の回答でありまして、通信制で看護を学ぶというのは難しい、大変だということを、学生あるいは指導して下さる教員側も感じているということがうかがえます。5年と短縮したほうがよいという意見の多くは、学生の進学へのモチベーションに関するものですがけれども、看護の質を考えたときに



どうなるかということは、しっかり検討しなければならないと思います。

それで、さらに短縮するという場合には、業務経験年数と業務内容の厳格な確認を行っていくべきではないだろうかと感じまして、これは直接比較はなかなか難しいですけれども、介護福祉士の試験はいろいろなルートで受験できる、たくさんあるわけですけれども、実務経験を踏まえた介護福祉士の試験の受験に必要な実務経験というのは、今回の看護師の2年制（通信制）よりもさらに詳細に実務経験の範囲が把握できるような取組があるということで、これも参考になるかなと思います。

教育内容の充実、それから学習の充実が必要ですが、これは通信制でやむを得ないところではあります。現状において7年の実務経験を前提としても、見学実習とされているというのは、通信制の課程で実際に実効性のある実習を行うというのはなかなか難しいなと考えておまして、今は見学にとどまっているわけですが、これも何とか考えないといけないのではないかと思います。したがって、まず1点目の懸念については、教育の質の担保という観点から、現時点ではまだ課題が大きいと考えています。

それから、もう一つの通学しているほうの2年課程への影響というのは、准看護師の数が減ってきているから運営が大変ではありますが、通学する課程の運営というのはとても難しくなっていくであろうと考えられます。このことについては、通学して運営している学校では非常に懸念が多く出ているということがあります。

それ以外の点ですが、通学制の限界もある中で、教育内容もさらに厳しくして、5年あるいはそれよりもさらに短縮するということが必要なかどうか。実務年限を短縮することの意味というのは、どのぐらいあるのかなということは疑問でありまして、さらに短くすることの影響は非常に大きい可能性があるため、ここは慎重に考える必要があるということです。

両方の点を総合しますと、現時点で通信制の修業年限を大きく変更するということは、余り適当ではないなという認識を持っております。

長くなりましてごめんなさい。以上です。

○萱間分科会長 ありがとうございます。

大滝委員、お願いいたします。

○大滝委員 大滝です。

私も、短縮するとなれば、単に年数を短くするだけではなくて、当然それまでの業務経験の内容について、今までよりも充実させて、あるいは確認をしっかりするということが、今まで見せていただいた資料からしても前提になるかと受け止めていますが、1点確認です。資料2の8ページの一番下のところに、既にどのような実務経験かということを経験的に確認するようになっていると出されている。そして、それについての参考資料として、今回の資料には具体的には入っていないようではありますが、ガイドラインがあると読み取れる部分があったのですけれどもね。

○萱間分科会長 業務経験はどのように調べているかということですね。

○大滝委員 具体的には、今、このガイドラインの学生に関する事項のところ、これまでの実務に関する確認をどういうふうにしなさいと示されているのかを教えてください。

○萱間分科会長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○初村看護課長補佐 ありがとうございます。

ガイドラインには、まず准看護師免許証の写しと、准看護師として7年以上業務に従事したという就業証明書を提出していただくというようなことで、具体的な手続としてはこの2点をお示しさせていただいているところです。

○萱間分科会長 ありがとうございます。その就業証明書によって、どこに就業していたかを把握したのが、資料の25ページの就業先ということですか。

○初村看護課長補佐 それはまた別の調査で出させていただいているのですが、就業証明書を出していただいて、学校がその入学を許すことをきちんと確認していただくということで行っております。

○萱間分科会長 大滝委員、よろしいでしょうか。

○大滝委員 そうすると、今のところ、虚偽でないことを確認するといったレベルの内容かと理解しましたが、実際どういう実務経験が求められるかというのをもう少し具体的に。既にガイドラインがあれば、そこに盛り込む手もあるでしょうし、あるいは5年に短縮するとすれば、最低限こういう経験が必要だということを出して、もちろんそれに満たない人は7年とか10年かけてクリアして受験する。そうしないと、年数だけ5年で済ませて、しかもそれが非常に限られた範囲のものであった場合には、その人にとっても入学後、かなり苦労されることになると思います。

ですので、何か実際の、いきなり具体的に縛ることができるのかどうかは分かりませんが、例えば望ましいとか、あるいは5年で受験する場合の前提条件といったような形で示すことも1つの方法ではないかと考えました。

以上です。

○萱間分科会長 大滝委員の御発言の後半のほうの音声が届いておりました。こちらで聞き取れましたのは、具体的に縛るということではないにしても、何か要件を入学前の就業経験について調査する でしょうか。

○大滝委員 制度として、いきなりこうでなければ駄目ということがどこかで出せるのかどうか、私は理解していませんが、例えば受験者に向けて、最低限、こういった実務経験が求められるというような勧告というか、望ましいというか、努力義務というか、そういったものを示して、それに満たない人は、それを満たすまで7年なり10年、しっかり実務経験を積んだ上で受験してほしいということを出さなければ、5年でいいということだけが一人歩きしてしまうことが懸念されると思いました。聞こえましたでしょうか。

○萱間分科会長 今回は聞こえました。ありがとうございました。

今の滝委員の御意見は、努力義務として、あるいは基準として、5年間という実務を積んできたのかということが分かった上で教育したほうがいいのではないかということだったと思います。

先ほど御説明いただいた資料2の26ページを御覧いただければと思うのですが、准看護師の就業先は、平成21年と令和元年の調査、今はまた違うのかもしれませんが、病院・診療所の割合が非常に高かった平成21年度と比べると、令和元年では介護施設等の方々の割合が増えていたというのがありまして、実務経験というのをどういうふうに受け止めるかということがあると思います。今の件でもよろしいですし、ほかの件でも結構ですが委員の御意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

河嶋委員、お願いいたします。

○河嶋委員 ありがとうございます。河嶋です。事務局の音声がところどころ聞こえづらくなるのですが、意見を1点述べさせていただきます。

私もこの問題はすごく難しい問題だと思っていて、一人でも多く看護師になってほしいと思うのですが、単に年数で要件はなかなか計れないと思いますので、結論を出すのは難しいのですが、通信制と通学制の教育の違いというのは、実習の在り方と研修の在り方。今、オンラインでの授業は、ほぼ対面に近くなってきているので、そこはいいのかなと思うのですが、演習と実習の在り方と考えるのですが、今回は、教育の在り方については特に議論はしないという前提でいいですね。

そうであるとすれば、個人差がすごく大きい。経験年数だけではなかなかはっきりしないものですから、例えば5年と7年の准看護師さんの経験から、今、設定されている教育内容においては、何が習得能力として違うのかというところを明確にしなければ、この議論というのはなかなか結論が出せないのかなと感じております。奥先生が代表された先行研究を見ますと、教員の先生方はさほど変わらないという意見もありますけれども、学生さんの意見を見ると少し差があるようにも見えますので、ここを少し掘り下げることができればいいのかなと感じました。

以上です。

○萱間分科会長 河嶋委員、今、御質問のありました、教育の在り方には触れないということではないということでございます。論点の2点目、仮に短縮する場合、どのような対応が必要になるかという中の対応には、教育内容、方法も含まれると思いますので、それについても併せて考えるということです。

○河嶋委員 分かりました。では、このどのような対応が必要になるかというところには、カリキュラムの内容の検討ということも含まれるということでしょうか。

○萱間分科会長 今言っていたように、通信制である、あるいはオンラインであるということは、ここ数年すごく大きく変化していると思います。例えば、シミュレーションの発達とかペーパーペーシェントを対象にした実習というの、かなり技術的には向上しているところがあるかと思いますが、その方法・内容・質というところが、どの委員の

御意見でもとても重要であるということは一致しています。

○河嶋委員 ありがとうございます。

今、先生がおっしゃっていただいたように、最近のオンラインでの教育内容はかなり変わってきていますので、そうしますと、1人でも多く看護師になってほしいという意味では、期間の短縮というのはありなのかなと思うのですけれども、そうであれば、教育内容について期間を短縮したとしても、通学と同じぐらいの効果を得られるような教育ができる工夫というか、必要なのかなと思います。

すみません、漠然とした意見で申し訳ございません。

○萱間分科会長 ありがとうございます。

福井委員、お願いいたします。

○福井委員 よろしくお願いいたします。

実務経験年数を5年に短縮した場合、5年の実務経験と2年間の通信制での教育が、看護師の実践能力を陶冶するという意味での基礎教育として妥当なのかどうかは、現時点では評価できていないと思います。しかしながら、准看護師の進学を促進するという観点からいえば、就業経験5年を検討する方向には反対しませんが、5年に短縮する場合には、看護基礎教育の質を担保する上で、他の委員の先生方もおっしゃっておられました経験年数の算出の見直しが不可欠であると考えます。

これは7年であっても同様で、現在の7年の確認の仕方が、7年、84か月以上業務に従事した旨の就業証明書と、准看護師として最初に勤務した日の属する月は、それぞれ1か月として算定して差し支えないことになっているので、この84か月の意味合いが大変危ういものではないかと考えます。このことから、1年間1800時間相当、時間換算に修正していただくことが必要ではないかと思えます。

教育内容にも及んでいきますと、大変難しい話ではありますが、大変御努力されている教員の先生方の御意向をくみながら、教育方法について引き続き検討していく必要があると思います。

以上でございます。

○萱間分科会長 ありがとうございます。

春山委員、お願いいたします。

○春山委員 いただいた資料は、確かに短縮が適当であるかどうかということを考える材料にはならないデータであるかなと思います。逆に、今の長さがいいのかということを表すデータでもないというところで、私は意欲のある方が正看護師を目指して学習するという事は、そういった方に機会を与えるという意味で、短縮ということもありなのかなと思いました。ただ、皆様もおっしゃっていましたが、教育内容・教育方法については、検討や、もう一度見直す必要があると思います。

実務経験、本当に何年が適当なのか、どんな内容が適当なのかというのを考える、検討するのは困難なのではないかと思えます。准看護師としての経験の中で、自分の経験をき

ちんと振り返って、自分の実践知にしていくという機会は、極めて確保が難しいと思われる中で、むしろ修業期間を短縮して進学という形で学習して、准看護師としての実践経験も踏まえ、さらに知識と技術をきちんと身につけていって正看護師になっていただくことは意味があるというか、可能性としてなくはないのではないかと思います。

以上です。

○萱間分科会長 ありがとうございます。

宮本委員、お願いいたします。

○宮本委員 宮本です。

これまでの先生方の御意見におよそ賛成ではあるのですが、今回の貴重な調査を拝見すると、7年と5年の違いは実はそんなにないのかなと。国家試験の合格率等も変わらないように拝見しました。また、入学のときの条件の厳格化も私はすごく大切だと思うし、時間をきちんと算定することも大切なことだと思います。

一方で、例えばどこで経験したかということでの差別化は図れないような気がしていて、例えば介護施設は駄目だけれども、病院ならいいとか、それは言えないのかなと思ったときに、教員の先生方の質的な回答を拝見すると、いろいろな人が入ってきてしまうので、教育が大変だ。事前にどこで准看護師としての経験を積んだかが違うので、教えるのが難しいということをおられるところを見ると、入学の要件をどんなに厳密化しても、その違いは埋まらないのかなと考えると、一方では、どう教育するかということも何とかしないといけない。

とても難しいのかなと思いますけれども、現場での実習というものを多少なりともしていただいて、それまでずっと、実は介護施設にいましたという方がいらしたとしても、病院でアセスメント等の経験ができるようなことが、一方では必要なのではないかと考えました。

以上です。

○萱間分科会長 ありがとうございます。

高田委員、お願いいたします。

○高田委員 ありがとうございます。

ちょうど宮本委員がおっしゃられたことと、私もよく似ているところではあります。准看の方が、看護師になりたいという意欲のある人たちとともに、年齢的なこともありますので、私は5年で早くできたほうがいいかと、間口としては考えていますけれども、先ほどこからおっしゃっているように、入り口のところについて、どのように精査するかというところについては、どこではなくて、時間の問題でしか計りようがないだろうと思います。

もう一つ、入ってからの質というところについても、おっしゃっていただいたように、今回、私も教育に関連していて、現場に行っていない学生さんのリアリティーとか思考の違いが非常に大きいというのは、実感として感じているところでもありますので、できまし

たら、入学された後の臨地実習のときに、見学というだけではなくて、何らかの形でアセスメントしたり、プランニングをしたりという思考の部分というものは、少し強化されるとよいのではないかと考えています。

○萱間分科会長 ありがとうございます。

板倉委員、お願いいたします。

○板倉委員 なかなか聞き取りづらくて、ちょっと理解が届いていないところがあるかもしれません。

幾つか議論がございましたが、確認したかったのは、まず8ページ、先ほど大滝委員が御発言になりましたけれども、入学生の留意点というのを明示する点でございますけれども、ガイドラインというのは、ある意味では法的拘束力はないですし、ある意味では確認する際には確認することという、何だかふわっとしていて、実際何をすればいいかというのが、明示と言われてもちょっと曖昧だなという気はするのですけれども、實際上、今の議論を聞いていると、これぐらいしか言えないのかなと思います。

そうだとすると、今、お二人の方がおっしゃられた実習の充実ということは本当に必要なのではないかと考えています。私、医師ですので、医師ですと、従来のSee one, Do one, Teach me. というやり方ではなく、どんどんシミュレーションをやっていきなさいという方向に向いていまして、大学の医学部もシミュレーションセンターをどんどん拡充しているところがございます。

ですから、臨地実習をやっていくのに病院側の受入れも難しいというところも幾つか聞いておりますから、従来型の実習ではなく、シミュレーションとか新しいタイプの実習をぜひ考えていただいて、ここの部分を充実していかないと、単純に7年を5年に縮めたことで、看護の現場の質の低下につながるような教育体制をぜひ考えていただきたいなと思います。

以上です。

○萱間分科会長 板倉委員、ありがとうございます。私の声、聞こえますでしょうか。電波の状態が非常に悪くて、途中聞き取れない部分があったのですが、先生の御意見は、就業先や経験の内容について、ガイドラインの範囲では十分な情報ではないのではないかと。ただ、それは完全に把握するのは難しく、入ってからの教育の質、特に複数の委員から御意見のあった実習に関して、医学教育でもシミュレーションが非常に進んでいるのでということ。ここまで聞こえたのですが。

チャットにお知らせいただいた、オンラインで参加の委員同士では、音声は非常によく聞こえているということでありまして、事務局からの音声途切れて、私どもも委員からの御意見が聞き取れないところがあるという状況です。

すみません、音声聞こえていないかもしれないのですが、今、こちらの事務局のほうの映像と音声止まってしまいましたので、5分間休憩しまして、調整いたします。しばらくお待ちください。

(休憩)

○萱間分科会長 恐れ入ります。では、議論を続けたいと思います。

宮崎委員、御発言をお願いいたします。

○宮崎委員 委員の先生方の御発言を伺っていきまして、10年から7年にしたときもかなり大きな議論があったと思いますが、さらに7年から5年にするとという、それ以上にいろいろ検討しなければならないことがあるのかなど、今日感じました。特に、入学後の教育内容について、何か案を示さない限りは、つまり、こうしていきましょうという案の提示がないと、7から5がこれでいけそうだという実感が持てないといえますか。今日は、そんな感想を持ったので、これで結論というよりは、5年を検討していきましょうということになったならば、教育内容の検討を始めないと最終的には結論を出せないのかなというのが、今日、感じた意見です。

以上です。

○萱間分科会長 ありがとうございます。

山本委員、お願いいたします。

○山本委員 よろしくお願いいたします。

先生方の意見と大きく違いはございません。このような問題を考える上で、確認、明確化しなければならないことは、准看護師の資格でできること、なしていることは何か。看護師の資格でできることは何か、なせることは何かということを変更して明確化して、その違いをどのようにして追加の教育で埋めるのかということをはっきりと議論していく必要があるかなと思います。例えば、臨床推論のような、看護師であるからできる部分というのは、明確化して補強しなければならないと思いますし、今の規定の中でそのようなことが明確化されているとは思われませんので、そこの御検討をお願いしたいと思います。

あと、臨地実習か、オンライン、シミュレーション等かというのは、コロナで私ども、随分いろいろと経験しましたので、ぜひオンラインで可能な内容については、そこに考えを向けながら開発していく必要があるかなと思っております。その一方で、人の手、人の頭が入らなければいけないところはあると思うので、教員の数などについても御検討が必要かなと思っております。私も、准看から正看になりたい方々、ぜひと思いますので。

それから、7年から5年にすること自体にそれほど大きな違いがあるようには、ちょっと思えないのですね。その辺りはよいのかなと思うのですが、そういった点は明確化する必要があると思っております。

あと、バックグラウンドも多様化しており、介護施設で働いている方の7年間、5年間と、急性期病院で働いている方とは随分違ってくると思います。その辺りも明確化が必要だと思います。

以上です。

○萱間分科会長 ありがとうございます。

井川委員、お願いいたします。

○井川委員 お世話になっております。

病院からすると、入職するのは1歳でも若いほうがいいなと思っております、この資料を頂いたときに、短縮する方向という点については、総論としては賛成の意見なのですが、これまでの先生方の御意見を伺って、そう簡単なことではないなと思いましたが、臨床経験、実務経験の5年から7年、10年と、通信教育、何を学ぶかということをしかり議論するほうがいいなと思いましたが、病院からすると、昨今の新採用者等を見てみますと、1歳でも若いほうが知識や技術等、学ぶ、身につけるのがスムーズだと思いますので、方向性としては短縮する方向性として、賛成の意見です。

以上です。

○萱間分科会長 先生方、御意見ありがとうございます。

これまでいただいた御意見、かなり重なるところが多かったと思います。

まず、能力の評価、5年と7年の違いに関しては、今回、提出された資料からは判断が難しく、様々な解釈があって、違いがないという御意見もありましたし、あるのではないかという御意見もありまして、その違いに関しては、制度が7年で走っている限りは、把握するのはなかなか難しそうであるということだったと思います。ただ、経験年数の算出方法、それから経験の内容、それからどのような業務を行ってきたかということについては、現在、ガイドラインで把握することとなっていますけれども、より精緻化、それから詳細にそれを知ることが必要であるという点では、先生方の御意見は全て共通していたかと思しますので、その何らかの方策が必要であると思います。

もう一つは、教育の在り方でありまして、7年から5年にするというところで、一番問題になりそうなところをきちんと特定した上で、特に実習に関してだと思えます。実習の在り方、今、通信制では、実習は見学実習となっていますけれども、その在り方について考えた上で対応しないと、どのように進めていくかというところが、バックグラウンドの違いを反映できるかどうかというところがパラメータだと思いますので、その3つに大きく御意見は大別できるのではないかと。対応が必要な部分もそうなのではないかと思しました。

百枝委員、いかがでしょうか。

○百枝委員 確認ですけれども、現時点で年数で決まっていますが、勤務形態が常勤とか非常勤とか、週に何日とか、その規定はないということでもよろしいでしょうか。

○初村看護課長補佐 事務局でございます。

そういった規定は今のところはございません。

○百枝委員 そうすると、先ほどから出ている御意見のように、むしろそのほうが重要であって、今回、7年から5年という議論になっていますけれども、本当に年数でこれを改定していくのか、それとも新たな基準として勤務日数あるいは勤務時間というものをつくったほうがいいのではないかとこの考えを持ちましたけれども、いかがでしょうか。

○萱間分科会長 ありがとうございます。委員の御意見はその把握が必要という点です



ね。、。

○百枝委員 把握が必要なのですけれども、今回の結論として5年にしましょうというのではなくて、新たな基準として、年数ではなくて、勤務時間、勤務実態で決めるという方法もあり得るのではないかと思います。

○萱間分科会長 ありがとうございます。

国土委員、お願いいたします。

○国土委員 すみません、私は看護領域と直接関わっていないので、皆さんの意見を聞かせていただいているいろいろ考えたのですけれども、ここで御提案をそのまま継続審議するというよりは、何とか実を取るためにと考えてみますと、常識的な考え方で言わせていただきますと、10年から7年にして、合格率の数字ではありますけれども、ほとんど変わらないということであれば、年数だけであれば、7から5にしても大きく変わらないことが想定されると思います。

ただ、先ほどの御意見もありましたように、この勤務形態の条件が全くない7年というのは、ちょっとおかしいと思うので、教員の調査の意見の中にもありましたけれども、5年を認める場合には、例えば常勤で病院勤務の5年が必要であるとか、そういう条件つきで5年に短くする。その上で、先ほどから御議論がありました、いろいろな教育方法について考えるというのが現実的かなと私は考えました。

以上です。

○萱間分科会長 ありがとうございます。

そうしましたら、今の経験年数なのか、時間数なのかという基準のこと、それから教育の内容に関することについて、引き続き資料を集めていただき、それから御提案いただき、5年に短縮するという方向性でどのようにしていったらいいのかということについて議論の機会をつくるということと考えたいと思いますけれども、いかがでしょうか。事務局、よろしいでしょうか。

○初村看護課長補佐 はい。

○萱間分科会長 先生方、よろしいでしょうか。

(賛同のサインあり)

○萱間分科会長 ありがとうございます。

では、この方向で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は大体予定の時間になってまいりましたので、本日の議論としてはここまでとさせていただきます。

事務局から何かありますでしょうか。

○初村看護課長補佐 ありがとうございます。

委員の皆様、長時間にわたって御意見を頂戴し、本当にありがとうございました。

今後は、本日いただきました御意見、または看護教育関係団体の皆様の御意見も踏まえまして、一度、様々な御意見を整理して、改めて先生方にお諮りさせていただきたいと思

います。

次回の分科会につきましては、また事務局から改めて委員の皆様に日程の御相談をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○萱間分科会長 では、これで本日の医道審議会保健師助産師看護師分科会を終了いたします。御協力ありがとうございました。